

【一般個人ローン】

(平成28年2月1日現在)

商品名	あるしん一般個人ローン <しんきん保証>
ご利用いただける方	(1) 満年齢20歳以上の方 (2) 安定継続した収入がある方 (3) 保証会社の保証が受けられる方
お使いみち	<input type="checkbox"/> 健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ① ご本人様またはご本人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ② ご本人様が①を用途として当金庫から借り入れた消費者ローン(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上 of 履行延滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
ご融資限度額	<input type="checkbox"/> 500万円以内 (1万円単位)
ご利用期間	<input type="checkbox"/> 3ヵ月以上10年以内
ご融資利率	<input type="checkbox"/> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
お利息の計算方法	<input type="checkbox"/> 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算(元金均等)・月割計算(元利均等)とします。
ご返済方法	<input type="checkbox"/> 毎月元金均等・元利均等割賦返済(貸付金額の50%以内につき、6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用可)(元金返済据置期間は6ヵ月以内)
保証人・担保	<input type="checkbox"/> (一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
手数料等	<input type="checkbox"/> (一社)しんきん保証基金へ支払う保証料年2.00%(分割払い)が必要です。 <input type="checkbox"/> 融資関係用紙代として216円(消費税込)が必要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	<input type="checkbox"/> 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時~17時、電話:フリーダイヤル 0120-173017)にお申し出ください。 <input type="checkbox"/> 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時~17時電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをし

	<p>たうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p><input type="checkbox"/> お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</p>